

法学部ガイドブック

～ゼミナール紹介～

名古屋学院大学 法学部
<https://www.ngu.jp/law/>



名古屋学院大学 法学部 教員紹介
<https://www.ngu.jp/law/teachers/>



法学部

名古屋市熱田区熱田西町1番25号
Tel 052-678-4080 (代表)

企画・構成・文 法学部教員一同
編集・制作 (有)編集企画室 群
発行 名古屋学院大学
発行日 2024年7月1日(第6版)



このガイドブック作成にあたって

このガイドブックを作成した目的は2つあります。

その第1は、名古屋学院大学法学部に関心を持っていた高校生の皆さんに、本学法学部がどのような学部なのかを法学部専任教員を通して知ってもらうためです。法学部の先生方は、それぞれの法的問題関心を一貫して持ち続け、自分の研究テーマとしています。そして、その研究テーマの下でさまざまな研究を行い、論文や著書を発表しています。研究テーマの中には、とても理解することが難しいものや、逆に身近で皆さんにとってとてもなじみのある事柄もあるでしょう。もしかしたら、高校ですでに学んできたこともあるかもしれません。それぞれの研究テーマを読んでもらって、面白い!と思ってもらえたら、このガイドブックを作った目的の一つは達成されたことになります。

第2の目的は、いろいろな縁で名古屋学院大学法学部に入学してきた学生の皆さんに、大学での学びの中心ともいえるゼミナール（ゼミ）の選択にあたって、ゼミの目標や方法に共感できる先生を選択する機会を提供することです。

法学を学び、卒業後社会人になる皆さんが何を集大成として行うかを、このガイドブックを読んで選んで欲しいと思います。ゼミの中にはゼミ論文を書くことを求めるもの、あるテーマについて深く学ぶことを求めるものなど、さまざまです。

その中から自分にピンとくるものを選んでください。

法学部長 鈴木 隆

ゼミナール紹介(p5～38)は担当教員の専門分野によって色分けされています。
公法● 民法● 刑事法● 教養●

法学部のカリキュラム

法学部のカリキュラムの特徴は、高校を卒業して間もない学生にとって、法に関する学問体系は概して未知の領域であるため、1年次に「導入科目」を設置して、初歩の法学教育を充実させ、徐々に基幹的法律科目への移行を図っていることです。もちろん、1年次からも民法などの重要科目の授業も始まっているので、宅地建物取引士などの資格試験の受験にもスムーズに進んでいきます。

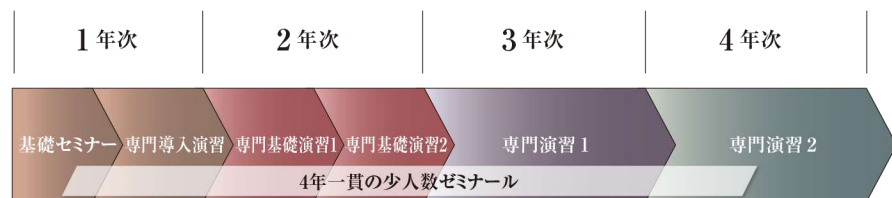
		1年次	2年次	3年次	4年次
学 科 専 門 科 目	NGU 教養スタンダード科目	基礎セミナー			
	導入科目	法学・憲法入門 民法入門 刑法入門 政治学入門			
	公法科目	憲法1a	憲法1b 憲法2 行政法総論1・2	憲法特講 行政法特講 租税法 行政救済法1・2 地方自治法	
	民事法科目	民法総則1・2	物権法 債権法総論1 債権法総論2 担保法	債権法各論1・2 民法特講 民事執行・保全法 倒産法 親族法 相続法 民事訴訟法	
	商事法科目		商法総則・商行為法 会社法1 手形法・小切手法	会社法2 金融商品取引法 保険法	
	刑事法科目	刑法総論1	刑法総論2 刑法各論1	刑法各論2 刑事訴訟法1・2 刑事政策 刑法特講	
	現代・ 社会法科目			労働法1・2 経済法 知的財産法 国際知的財産法 社会保障法 情報法 環境法 消費者法	
	国際関係法科目		国際法1・2	国際機構法 国際私法 国際取引法	
	基礎法科目			法哲学 法社会学 外国法	
	政治学科目		比較政治学 国際政治学	行政学 政治外交特講	
	関連科目	国際理解1～8 法学実務1～3	経済学 経営学	金融論 財政学 キャリア実務1 会計学 社会保障論 キャリア実務2	
	演習・ 実習科目	専門導入演習	専門基礎演習1・2	専門演習1	専門演習2
			リーガル・フィールドワーク		

※赤字は必修科目 ※カリキュラムは変更となる場合があります。

法学部の教育の特徴 1

4年一貫の少人数ゼミナール制度

職場や地域、社会活動の場においては、自分の意思を十分に伝え、相手の意見を正確に把握するためのコミュニケーション能力が不可欠です。この能力は、社会に出る前の就職活動において特に重要です。そのため、法学部においては、1年次春学期の「基礎セミナー」を基点とし、秋学期の「専門導入演習」、2年次の「専門基礎演習1・2」、3年次の「専門演習1」、4年次の「専門演習2」に進む「演習科目」を充実させ、専門教育と連携した演習教育を形成して、専門知識の定着・応用力の養成を図り、自らの進路に合わせて必要な能力を向上させることを支援しています。



1年次	(春学期) 基礎セミナー	基礎セミナーは、名古屋学院大学の教養科目として設けられています。いずれ社会で活躍する大学生に必要な一般常識や仲間作り、時間管理や学習習慣の確立を行います。また、大学では自分で調べ、考え、整理し、論理的に文章をまとめることが求められるので、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う報告などの技術を身につけます。
	(秋学期) 専門導入演習	専門導入演習は法学部の最初の専門演習科目として設けられています。基礎セミナーで身につけた表現能力のいっそうの向上を図りつつ、さまざまな社会現象について法的な視点から考察し、自分の意見を発表できるようになることをめざします。
2年次	(春学期) 専門基礎演習1	2年次になると専門科目の範囲は、行政法、商法、国際法などに拡大していきます。専門基礎演習1では、専門導入演習で培った知識・能力を基礎として、日常的にふれる法律問題にかかわるニュースなどを法的な視点からしっかり考察・検討できるようになることをめざします。
	(秋学期) 専門基礎演習2	専門基礎演習2では、事例問題などについて受講者が自ら判例集、学術論文などを用いて検討し、授業での発表・討論を行って、具体的事例に対する法的な評価を行うための基礎力を身につけることをめざします。
3年次	(通年) 専門演習1	専門演習1では、担当教員の専門分野について、受講者の発表・討論を通じて問題発見能力・問題解決能力の涵養を図りつつ、より高いレベルで論点を整理し、問題解決方法を提示する能力を身につけることをめざします。
4年次	(通年) 専門演習2	専門演習1に続いて、受講者がこれまでに学修してきた特定の法律分野に関する知識・論点の中から自らテーマを設定した上で定期的な報告を行い、これに対する教員や受講者との質疑応答・討論を通じて、報告の構成・形式・内容を含めてより完成度を上げていくことが求められます。ゼミ論文を予定しているゼミナールでは、春学期にはテーマを決定し、秋学期にはテーマについての論文構成を決め、著述にかかります。法学部では、ゼミ論文を書いた卒業生に、ゼミ論文集を作成して配布します。

法学部の教育の特徴 2

リーガル・フィールドワーク

法学部では、法の果たす役割を社会の現場において見聞することにより、現代社会のいかなる場面でいかなる法がかかわっているかを体験的に理解し、実社会の中で「生きた法」を学ぶことを目的として、2年次秋学期に「リーガル・フィールドワーク」を配置し、法律事務所などの法律専門職の職場で5日間の実習を行います。

この実務研修を通じて、2年次までに講義科目および演習科目で修得した基本的法知識・法の具体的な運用方法の実際の意義を理解し、進路・卒業後の職業についての具体的なイメージを明確に持ちながら3年次以降における講義科目・演習科目における専門法律科目の発展的学修をより有意義にすることができます。

「リーガル・フィールドワーク」では、これまで弁護士の法律事務所を中心に多くの学生が派遣されており、教室での授業では学ぶことのできない貴重な経験を行うことができ、進路に関する具体的な目標も明確になった等、実務研修を経験した学生からはたいへん好評を得ています。

なお、本学では、民間企業や市役所などでの就業体験として、別にインターンシップといった授業科目が設けられています。



法学部の教育の特徴 3

翼法律研究会

「翼法律研究会」は、公務員試験、各種資格試験の合格や法科大学院の進学をめざす学生の研究団体です。各種試験合格をめざしたセミナー開設や個別相談指導などの法学部専任教員によるバックアップ体制がとられ、試験の合格や大学院の進学を丁寧にサポートします。翼法律研究会から、これまで、岡崎市役所職員、国税専門官、岐阜県警職員、警察官などの合格者を輩出しています。

また、翼法律研究会では、会員による研究発表会を行って、日ごろの勉学の成果を発表する機会を持っています。

さらに、共同研究室である法廷教室では、学生会員たちが自習したり、自由に議論したりして、自分の目標をめざして切磋琢磨しています。



おおくぼ のりひこ

大久保 紀彦 教授

専門分野 | 民法学

自己紹介



出身地 東京都

学歴 東京大学法学部卒業。The Fletcher School of Law and Diplomacy (Tufts University, Harvard University 共同創立) 修了 (Master of Arts)。

略歴 常葉大学法学部教授等を経て、現職。

担当講義科目 民法総則 1・2 債権法

研究テーマ紹介



契約侵害による不法行為

ドイツ法 「債権侵害」としての判例・学説の進展は、不法行為の基礎理論形成にも重要でしたが、ドイツ法に重点を置く比較法アプローチには限界があったともいえます。

フランス法 一般不法行為の条文を置くフランス法から視座を得、2016年フランス



各論 2 (事務管理・不当利得・不法行為) 法律学特論 (外国法・判例研究)

社会的活動 九州大学リカレント教育プログラム「セキュリティコンプライアンスコース」担当。ビジネス実務法務検定1級試験公式テキスト編集委員会委員等。

趣味 国内・海外へ赴いた地で、スポーツ・音楽ともにプロの技を実地で観ること。カラオケは、聴くのも歌うのも好きな方です。

債権法改正に目を向けると、改めて「契約侵害」へと捉え直す必要性、契約尊重義務を定めた新1200条が浮かびあがってきます。
裁判例 福島原発事故後の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針とその後の裁判例への影響検証とも併せて考えると、「契約に近接する第三者」の契約尊重義務、一定のレベルで定式化できることがわかってきています。

研究業績

- 『契約侵害による不法行為：「契約の尊重」と第三者の範囲』日本評論社、2021年
- 『UNIDROIT 国際商事契約原則 2016』（内田貴＝曾野裕夫＝森下哲朗＝大久保紀彦 共訳）商事法務、2020年

1年春から4年までのゼミの紹介

自分を磨く方法
「判例」ゼミ



1年次春学期 基礎セミナー

授業ノートの取り方から学び、グループ学修や裁判傍聴などの学外活動も通じ、大学生活へ楽しく案内していきます。

1年次秋学期 専門導入演習

「判例」の読み方を初歩から手ほどきし、模擬法廷での弁護士役を体験してもらい、法的主張の基礎を固めてもらいます。



2年次春・秋学期 専門基礎演習

まずは判例事案を、①関係者の法的相関図、②事実の時系列整理表としてパワポ作成できる力を。さらに、複数の適用条文の解釈に必要な③制度趣旨と現在の社会情勢を理解していきつつ、④高裁と最高裁の立場の異同を確認して、⑤自らプレゼンできる力を醸成していきます。

3・4年次 専門演習1・2

公務員・就活対策の不安を感じる3年生のニーズに応えるべくゼミ運営を進めていきます。

民法判例百選（債権）で扱うのは、例えば「ATM預金払戻しと478条」「サブリースと賃料減額請求」「運送約款中の責任制限条項の対第三者効力」「土壌汚染と契約不適合」など。判例検討を通じて金融、不動産、サービス業、メーカーの業界理解を深めて、民間就職につなげます。

また、これら民事紛争の背景にある金融・国土交通・経済産業の行政課題とその社会背景を認識することで、行政に携わる公務員の立場・役割・責任を理解してもらいます。

4年生もこれらを継続し、さらに春学期には時事問題に関わるグループディスカッションや模擬面接、希望ゼミ生には公務員試験の小論文添削を行います。秋学期には、ゼミ生の進路先に応じた卒業研究のテーマに自由に取り組んでもらい、ゼミ内発表を通じた相互理解を深めていきます。

このゼミが学生に期待するもの

公務員・就活のいずれでも「逃げずに正面から取組む」姿勢を持ち、目標にチャレンジすることが、みなさんにとってプラスに働きます。自分に少しずつ負荷をかけて、

限界超えを目指すみなさんをバックアップしていきます。

かん うんよん

姜 恩英 准教授

専門分野 | 商法・海商法

自己紹介



出身地 韓国出身。韓国で大学を卒業後、日本に留学。来日して10年以上になります。趣味はテニス、音楽鑑賞（クラシック、ジャズ、ポップスなどジャンルを問わず）です。美術館めぐりも好きです。

学歴 早稲田大学大学院法学研究科修了、博士（法学）（早稲田大学）

研究テーマ紹介



日本国内で生産された自動車は船舶による海上運送を用いて世界各国に届けられています。自動車を何千台も積んだ船舶が海上で座礁し、燃料油を流出するなどの事故が生じたとき、どの法が適用され、誰がどのような責任を負うのでしょうか。こうした船舶を用いた海上活動（物品・旅客運送）を対象とする「海商法」（商法）を研究しています。

研究業績

- 「荷送人の価額通告による海上物品運送人の責任制限排除について—国際海上物品運送法および船荷証券統一条約の比較を中心として—」早稲田法学会誌 69 巻 2 号、2019 年（小町谷奨励賞受賞）
- 「アメリカ海上物品運送人の責任制限制度における『公平な機会法理』の新展開」早稲田法学会誌 71 巻 1 号、2020 年



略歴 早稲田大学法学学術院助手、早稲田大学法学部講師、沖縄国際大学法学部法律学科講師を経て、現職。

担当講義科目 商法総則・商行為法、手形法・小切手法、現代法特論、国際取引法

船舶は国境を越えて活動しているため関連する国際条約も多く、研究テーマである「国際海上物品運送人の責任制限制度」も100年以上前の国際条約で採用された制度です。

航行中の海外向けの船舶から運送品が海に落ちてしまったとき、運送人による損害賠償額は一定の額に制限（リミテーション）される、運送人はその限度額しか責任を負わなくて良いという制度です。トラックなど陸上運送の世界では見られない特殊な制度であり、同制度の適用をめぐる解釈問題について、英米仏日法の比較研究を行っています。

1年春から4年までのゼミの紹介

海法を通して、自分の人生を開放しよう！



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、論理的に文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

前期で学んだことを活かし、さまざまな社会問題を法的観点から考察していきます。個人やグループでの資料調査・作成、報告、質疑応答を通して、コミュニケーション能力、問題解決力を高めることを目標とします。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

この演習では、ニュースで報道されている国内外の船舶事故事例を題材として取り上げます。船舶事故からどのような法律問題が生じるのか、関連する法律・法制度の内容や趣旨を理解し、その解決策を探りながら、法的な視点や思考力を培うことを目標とします。

3・4年次 専門演習1・2

3年次では、商法（運送法・海商法）・国際海上物品運送、関連の国際条約に関する基礎的知識を確認しつつ、「商法判例百選」の判例やその他重要判例を検討し、専門的な知識を深めていきます。事案分析力、法律解釈力を身につけることをめざし、判例一つ一つを丁寧に読み解き、論点整理、分析、考察してもらいます。個人・グループによる毎回の発表とディスカッションを通して、レジュメやパワーポイント作成のスキルアップ、聞く力、話す力の向上も目標とします。4年次も同様のやり方で進みますが、卒業研究に取り組んでももらいます。興味のある海難事故やテーマを選定し、資料調査から作成まで、本演習そしてこれまでの法学部の授業で身につけた知識をフル活用して、その成果をプレゼンテーションで発表してもらいます。その他、ゼミコンパ、ゼミ合宿や交流会など課外活動も予定しています。学びのほか、人とのつながりも大切にしたいと思っています。

このゼミが学生に期待するもの

知識を得ることや資料作成のスキルアップはもちろん大切ですが、一番大事にしてほしいのは、教員や仲間との交流です。人は、人との間でこそ圧倒的に成長します。

異なる価値観を話し合い、個性を尊重し合える場として、このゼミを活用してください。

くにい よしお

國井義郎准教授

専門分野 | 行政法

自己紹介



出身地 大阪府

学歴 出身学部は成城大学法学部で、大学院は大阪大学大学院法学研究科を修了しました。大学院では、フランスにおける行政契約とわが国の行政契約について研究をしました。学位は「博士（法学）大阪大学」です。

研究テーマ紹介



私は、行政契約（行政主体が締結する契約）について、フランス法における行政契約と日本における行政契約を相互比較しつつ研究していました。この研究を通じて、公権力を用いた規制的手段とは異なる、行政契約において公共性がどのように担保さ

担当講義科目 「行政法特講」、「行政救済法1」、「行政救済法2」などを担当しています。

趣味 私は時代劇マニアであると同時に歴史マニアです。特に、私鉄王国として名高い関西で暮らしていたので、関西私鉄や旧国鉄によるサービス・輸送競争の歴史に関心があります。

れるべきかについて考えを深めてきました。そうした方向性から、私は、最近、農業という公共性の高い業種に対して、行政がどのような形で関与すべきかという問題について研究をしています。

研究業績

- 國井義郎「史跡保存と『現状変更』に関する考察」名古屋学院大学論集（社会科学篇）59巻4号145頁-170頁、2023年
- 國井義郎 名古屋市・「『特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）』の中間報告」に関する一考察 名古屋学院大学論集（社会科学篇）60巻4号39頁-59頁、2024年



1年春から4年までのゼミの紹介

ゼミ生よ、世を駆ける忍者たれ！



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

1年生にも理解できる範囲で、一般的な法学部生として知っておきたい法に関する話題や、行政法に関わる身近な話題について、ゼミ生相互で、あるいは教員とゼミ生が議論をします。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

2年生にも理解できる範囲で、春学期においては行政作用法（法治主義や行政行為など行政作用）に関連する判例を素材に学習し、秋学期においては行政救済法（国家補償と行政争訟）に関連する判例を素材に学習します。2年生の段階では、行政法とは何かというイメージをつかみ、行政作用法と行政救済法に関する基礎知識を習得することを目標とします。

3・4年次 専門演習1

基本的な方針としては、前述の「専門基礎演習1・2」と同様の方法で、春学期においては行政作用法を、秋学期においては行政救済法を、判例演習を通じて学習していきます。ただ、取り扱う判例は、2年生で取り扱った判例と比べてさまざまな論点が交錯する複雑なケースが多くなるので、報告の難易度は上がりますが、上手く報告できたときの喜びは大きいものとなります。また、関連する法制度への考察も並行して行います。

3・4年次 専門演習2

基本的な方針としては、前述の「専門演習1」と同様の方法で学習していきますが、その学習対象は判例のみにはとどまらず、法制度の改正動向を行政法学の見地から分析し、現代行政の諸課題についても考察します。そういう意味では、さまざまな課題を通じて、分析力、論述力を養成するゼミとなります。

このゼミが学生に期待するもの

忍者は、目的達成のため複数の手段を用いし、状況に応じて最適な手段を選択する。このことは、複雑な現代行政諸課題への対応にも通じている。諸君は、**忍者のごとく自律した存在**として世を駆けるべきである。そこで

ゼミでは、禅の神髄にならって、「守」（行政法の基礎的知識を習得し）、「破」（現時点での問題点を批判的見地から分析し）、「離」（行政法に準拠しつつ解決策を提示する）の過程を経て学習できるように支援したい。

さくま おさむ

佐久間 修 教授

専門分野 | 刑事法学

自己紹介



名古屋市で出生。京都産業大学に着任する際、京都・上賀茂へ引っ越しましたが、現在では、出身地の名古屋に戻りました。

学歴 名古屋大学法学部を経て（法学士）、名古屋大学大学院法学研究科修士課程修了（法学修士）

略歴 京都産業大学法学部助教授、大阪大学法学部助教授、大阪大学大学院

研究テーマ紹介



犯罪と刑罰に関する各種のテーマ（故意、過失、正当防衛、責任能力、共犯など）を取り上げてきました。例えば、他人を殺しても、正当防衛や緊急避難にあたる場合や、犯人が重度の精神障害者である場合には、違法性がなくなったり、犯行時に責任能力が欠けており、犯人を処罰できないので、その限界や理論的根拠を掘り下げることになります。

研究業績

- 『最先端法領域の刑事規制 — 医療・経済・IT社会と刑法』立花書房＝現代法律出版、2003年
- 『刑法からみた企業法務 — 会社法・金融商品取引法の諸論点』中央経済社、2017年



法学研究科教授、大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）教授を経て現職、大阪大学名誉教授

社会的活動 日本学術会議・刑事法学研究連絡委員会委員、司法試験（第二次試験）考査委員、法制審議会刑事法部会委員、警察における法政策に関する関西研究会（警察庁）、迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会構成員（総務省）など
担当授業科目 刑法入門、刑法総論1・2

また、刑法の条文をどのように適用するかという問題だけでなく、ときどき発生する無差別殺傷事件や児童虐待をどのように防止するかの刑事政策上の問題もあります。さらに、サイバー犯罪や企業不祥事に適用される特別刑法上の罰則など、現代社会に特有の犯罪現象についても研究しています。その中には、現代医療と生命の保護にかかわるもの、自動運転車による交通事故の刑事責任なども含まれます。

1年春から4年までのゼミの紹介

最近の社会現象を
刑法から考えてみよう



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章にまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

刑法の基本的な仕組みを知るための授業です。毎回、マスメディアで話題になったテーマを取り上げて、これに関連する法律文献の検索方法や、これを読み解く方法を修得することになります。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

刑法の基本的な考え方を身につけるための授業です。毎回、さまざまな犯罪を取り上げて、これに関連する刑事規制の在り方を考えます。刑法学説や刑事判例の読み方も学ぶことになります。

3年次 専門演習1

刑事事例演習として、具体的事例を素材とした条文解釈の基本を身につけたいと思います。具体的には、すでに法学部で受講した刑法総論・刑法各論の基礎知識をもとにして、実際の事件処理やその理由づけに必要な論証の仕方を、少しずつ学んで欲しいと思います。検察・弁護の双方に分かれて、裁判官役の学生が評価するなど、楽しく学ぶ方法も取り入れています。

4年次 専門演習2

専門演習1と同じく、刑事事例演習として、具体的な事件を素材とした条文解釈の基本を身につけたいと思います。2018年度は、最近の経済犯罪を素材として、特別刑法である会社法や金融商品取引法の罰則を調べていきます。いわゆる企業法務の中でも、企業不祥事や会社犯罪にかかわる問題に関心のある方は、どうぞ積極的に参加してください。

このゼミが学生に期待するもの

ゼミでは、もっとも身近な問題である犯罪と刑罰を素材として、どのように犯罪を予防するべきか、犯罪者をどう取り扱うべきかを考える

ことになります。いろいろな事件や法律を自分で調べて、何が問題であるかを知るためには、「主体的な学び」が求められます。

ささき たつや

佐々木達也准教授

専門分野 | 労働法学

自己紹介



青森県八戸市出身。高校時代からは東京都に住んでおり、名古屋市には2019年4月に来たばかりです。趣味は野球で、特に高校野球と中日のファンです。

明治大学法学部を卒業後、明治大学大学院法学研究科(修士(法学))を経て、



現職。現職に就くまでには、明治大学法学部助手や、高崎経済大学、平成国際大学、都留文科大学、城西大学において非常勤講師を務めてきました。

担当授業科目は「労働法1・2」、「社会保障法」です。

研究テーマ紹介



経営上の理由に基づく解雇の法理

景気の変動などにより企業の業績が悪化した場合、企業(使用者)は生産を縮小したり、事業所を閉鎖したりします。その際、企業にとって必要な人員よりも実際の労働者数が上回ることから、使用者が労働者を解雇することがあります。しかし、景気の変動や企業業績の悪化は労働者の責任ではなく、労働者は使用者の都合

だけで雇用を失うこととなります。このような場合に、労使がどのようにリスクを配分して、利益を調整すべきかを検討しています。

精神障害を有する労働者に対する処遇

精神障害は、他の障害と比較した場合に、
①本人に病識がない場合があること、
②悪化や再発など症状に変動があること、
③病状が他者からは分かりにくいことが特徴として挙げられます。そこで、精神障害を有する労働者を雇用するにあたり、これらの特徴を踏まえていかに処遇すべきかを法的観点から検討しています。

研究業績

- 「障害を有する労働者における雇用終了と合理的配慮提供義務」名古屋学院大学論集 社会科学篇第59巻第2号43-66頁、2022年
- 「ドイツにおける労働のデジタル化と解雇法理」日本労働法学会誌第135号222-234頁、2022年

1年春から4年までのゼミの紹介

自ら問題を発見する目、
解決方法を導き出す思考力を
磨きましょう



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

労働や社会保障制度における問題を憲法および民法の観点から調べ、議論を行います。法的思考力とともに、レジュメの作成、ゼミでの報告及び議論についての基本的な作法を習得します。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

労働法における最新の論点に関する、初学者にも読みやすい論稿を読むことで労働法に対する理解を深めます。また、重要判決が出た場合には、その判決について議論をします。これらを通じて、論理的に考える力と「読み・書き・プレゼン」の能力をより高めます。

3・4年次 専門演習1・2

本演習のテーマは、「労働法における重要論点の検討」です。まず、労働法の歴史と現在、体系と法源など労働法の基礎を確認します。次に、「労働判例の読み方」に関するテキストを通して判例研究の方法論を学びます。そして、総論的論点(労働法の適用対象は誰か(労働者・使用者の概念)、労働基本権)を扱った後に、職業生活の各段階における法的諸問題(採用内定、差別禁止と平等、労働条件の決定と変更、労働時間、賃金、労働契約の終了、労働災害、非正規雇用、労働組合活動など)をテキストや裁判例を通して検討します。また、労働法をより深く理解するために、教員が論点ごとに作成した事例問題をゼミ生全員が解き、議論します。卒業論文の執筆を希望する学生には専門演習2で論文指導を行います。

なお、本演習は労働法研究が中心となりますが、社会保険労務士試験や労働基準監督官採用試験のような労働法を必要とする試験を受験する学生に対しては試験対策も行います。

このゼミが学生に期待するもの

ゼミでは、自分が興味や関心を持ったことを突き詰めようとする気持ちが大切です。そのため、どんな些細な疑問にもとことんこだわり、徹底的に追究する

姿勢が求められます。また、他のゼミ生が興味・関心を持っていることに触れて、視野を広げてほしいと思っています。

ささやま ふみのり

笹山文徳 准教授

専門分野 | 刑事法学

自己紹介



京都府京都市生まれ。趣味はランニングで、京都マラソンに出たこともあります。最近では運動不足なので、また走り始めたいなと思っています。

学歴・略歴 同志社大学法学部を卒業後、同志社大学大学院法学研究科へ進学し、

研究テーマ紹介



違法収集証拠排除法則

私の研究テーマは、刑事訴訟法、特に違法収集証拠排除法則です。

たとえば、殺人犯と疑われているAさんの住居に警察官が勝手に立ち入って、血の付いたナイフを発見したというケースをイメージしてください。

警察官はルールに従って捜査を行う必

2018年4月より名古屋学院大学法学部に着任しました。

担当授業科目 刑事訴訟法・刑事政策。

具体的なケースを想定することで、リアリティーをもって、刑事法について学びましょう！

要がありますが、このように無断で住居に入って証拠物を発見することは許されず、手続の公正さを欠いています。一方で、ナイフに被害者の血液とAさんの指紋が付いていれば、「犯人はAさんである」という重要な証拠となるでしょう。無断で住居に入ることを許すことはできませんが、そのことでナイフの形状や性質が変わることはありません。

このようなケースで、その証拠にもとづいてAさんを有罪としてよいのだろうか？という問題です。



1年春から4年までのゼミの紹介

卒業してからも
ずっと付き合える
友だちを作ろう！



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

犯罪に関する報道を毎日のように目にしますが、①そこで何が問題となっているのか分けるようになること、そして、②その問題について、きちんと調べて理解を深めることが本ゼミの狙いです。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

本ゼミでは、刑事事件がどのように処理されていくのか？という刑事法の全体像について正確に理解することを目標とします。それだけでなく、①レジュメを分りやすく作る力、②自分の考えを相手に伝える力、そして、③ディベートする力も身につけましょう。

3・4年次 専門演習1・2

本ゼミでは、①どのような行為が犯罪になるか？(刑法)、②どのように証拠を集め、犯人を捕まえて、有罪・無罪を見極めるのか？(刑事訴訟法)、③なぜ人は犯罪を犯すか？有罪となった者はどのように取り扱われるか？(犯罪学・刑事政策)という3つの分野の関わり合いを意識しながら、刑事法について学んでいきます。主に「模擬裁判」形式で討論を行いますので、自分自身が、警察官や法曹(検察官・弁護士・裁判官)になったつもりで、考えてみましょう。

また、刑務所・警察本部など、実務現場を自分の目で確かめることで、ゼミで学んだことが実際の刑事手続のなかでどのような意味を持つのかを理解してもらいたと思います。そして、ゲストを招いての進路説明会や個別での面談など就職活動のサポートにも力を入れています。

その他、ゼミコンパ・ゼミ旅行・スポーツ大会などのイベントも実施し、ゼミ生同士の交流も深めてもらえればと思っています。

このゼミが学生に期待するもの

ゼミのメンバーで力を合わせて、積極的に活動に取り組んでくれることを望んでいます。「勉強するときは勉強する」、「遊ぶときは

おもいっきり遊ぶ」、メリハリあるゼミと一緒に作っていきましょう！

研究業績

- 「イギリス刑事手続における違法収集証拠排除の現状と展望」同志社法学 67巻8号 131-229頁、2016年
- 「イギリスにおける『私人による罣』の手続法的効果」同志社法学 69巻7号(瀬川晃教授古稀記念論集)II 1341-1372頁、2018年

すずき かずひさ

鈴木一永 准教授

専門分野 | 刑法学

自己紹介



千葉県習志野市生まれ、松戸市育ち。名古屋には2017年に来たばかり。好きな動物はコアラです。パン屋・ケーキ屋巡りも好きですが、最近はフィナンシェやスコーンを自分で焼きます。早稲田大学法学部を3年で卒業し、同大学大学院には10年通



いました(博士(法学)(早稲田大学))。途中、早稲田大学法学部助手、清和大学法学部非常勤講師もしています。本学での授業は、個々の犯罪について学ぶ「刑法各論1・2」、問題演習を通じて刑法を深く学ぶ「刑法特講」を担当しています。

研究テーマ紹介



中止犯論

「中止犯」は、犯罪をやり遂げる前に自分の意思で止めれば刑が軽くなりますよ、という規定です。当たり前じゃないか、と思うかもしれませんが、でもよく考えてみるといろいろ難しい問題がありそうです。たとえば、いったん始めた犯罪を途中で止める理由もさまざまでしょう。「①泥棒に入ろうと思ったらパトカーが通りかかったから」「②人を殺そうと

思ったら相手の顔が母親に似ていて殺せなくなったから」「③借金が100万円あったので泥棒に入ったが、金庫を開けてみたら5000円しか入っていないでがっかりしたから」…どれも犯罪を途中で止めています、どの場合にも刑罰が軽くなっていいと思いますか？全部軽くなっていいと思う人、①が軽くなるのはおかしいと思う人、どれも軽くなるべきじゃないと思う人、いろいろいると思います。ではどれが正解なのでしょう・・・？もう10年以上考えていますが、まだまだ僕自身の正解を探している真っ最中です。

研究業績

- 「中止行為の態様について」早稲田法学 89 巻 3 号、2014 年
- 伊東研祐=松宮孝明編『リーディングス刑法』法律文化社、2015 年「17 中止犯論」

1 年春から4 年までのゼミの紹介

自分だけの「正解」をみんなでみつけよう



1 年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1 年次秋学期 専門導入演習

刑法分野における重要な判例の報告をグループでやってもらおうと思います。グループで役割分担しての事前準備、授業での報告の仕方、質問や議論の仕方を身につけてもらいます。



2 年次春・秋学期 専門基礎演習 1・2

死刑／少年法改正／裁判員制度など、刑事法に関する現代社会での重要テーマの中から、自分で興味あるテーマを選び、調べ、報告し、議論してもらいます。判例を深く読み込む練習もしていきます。また、警察署、県警や検察庁といった刑事関係の施設への社会見学も行いたいと思っています。

3・4 年次 専門演習 1・2

3 年次では、事例問題を通じて刑法の重要テーマを議論したいと思います。これまで学んできた刑法総論、刑法各論の知識を使って、メンバー全員で議論します。他のメンバーの意見を聞いて意外な気づきを得たり、自分の考えが変わったり、あるいは他人を説得したり、という議論の楽しさを学んでほしいと思っています。また、4 年次での卒業論文に備えて、まずは簡単なレポート作成から、文章を書く練習も始めていきます。4 年次には2 年間の集大成として卒業論文を執筆してもらいます。文献や資料を探して読み込んでインプットし、文章としてアウトプットする作業はかなりの労力が必要です。でも完成した卒業論文集は、労力に見合った経験と思い出になると思います。

また、少年院や刑務所といった刑事施設の見学も皆さんの希望を聞いて積極的に行いたいと思います。夏(春?)休みには合宿にも行きましょう。これらのイベントは、3 年ゼミ・4 年ゼミ合同で行う予定です。

このゼミが学生に期待するもの

こういうことをやりたい、あそこの施設を見学してみたい・・・なんでも100%実現はしないかもしれないけれど、僕もできる限り協力します。なので、**まずは思ったこと**

を言ってみよう。このゼミで自分のやりたい“何か”をなしとげて、自信をもって社会にはばたいてくれることを期待します。

すずき りゅう

鈴木 隆 教授

専門分野 | 国際政治学

自己紹介



栃木県宇都宮市生まれ。趣味は水泳と演劇鑑賞(旧劇から新劇まで何でも見ます)。
学歴 筑波大学大学院博士課程社会科学部研究科修了、博士(法学)(筑波大学)
社会的活動 Invited participant of the UNODC ancillary meeting in March

研究テーマ紹介



国際統合論

国際社会には多様な価値観を持つ国家が存在し、そこに対立が生まれます。そうした対立を緩和し、解決するのが国際政治の役割です。戦争だけでなく、民族・宗教紛争、さらには資源をめぐる国家間の対立など、現代の国際社会に山積する諸課題を国際政治の視点から分析、検討し、多様な価値観を持つ国家同士が平和的に共存するための方法を模索しています。

研究業績

- 『東アジア統合の国際政治経済学 — ASEAN 地域主義から自立的発展モデルへ』国際書院、2011 年(岡倉天心賞受賞)
- 『東アジア国際関係の新展開 — 安全保障と市民社会の側面から見た対抗と調和の力学 —』志學社、2017 年



2021、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議 ACPF 代表団、独立行政法人大学入試センター教科科目第一委員会委員、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会委員、宇都宮市情報公開審査会委員、同市個人情報保護審査会委員、下野新聞社社外論説委員など
担当授業科目 政治学入門、比較政治学、国際政治学、政治外交特講

外交政策論

日本外交は日米同盟が基軸であると同時に、その対象領域は世界津々浦々にも広がっています。そうした世界の国や地域と日本との関係に焦点を当て、その歴史的経緯や発展過程を検証しながら、日本外交の現状や課題を明らかにし、国際社会における日本の役割や存立要件等について考究しています。

1 年春から 4 年までのゼミの紹介

専門性のあるジェネラリスト、
教養豊かなスペシャリストを
めざす



1 年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのため、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1 年次秋学期 専門導入演習

具体的な問題を取り上げながら、レジュメの作成、発表、質疑応答を行います。各自が関心を持つテーマについて、憲法の視点から自分の意見を発表し、レポートを作成します。



2 年次春・秋学期 専門基礎演習 1・2

新聞記事、論説記事などを題材に、今後の社会問題について、政治学的な視点から考察します。また、講義で得た知識や自分で調べた文献の内容を敷衍したレジュメを作成する能力、およびその成果をプレゼンテーションする能力を身につけるため、レジュメの作成、発表、質疑応答を反復します。

3 年次 専門演習 1

この演習では、ゼミの仲間たちと一緒に、国家間の戦争や勢力争いといった伝統的な安全保障をめぐる諸問題だけでなく、環境破壊の進行や感染症の蔓延、人権侵害、貧困、経済危機の拡大といった人間の安全保障をめぐる諸問題の本質を考え、議論します。同時に、国際社会の動向が私たちの暮らしに与える影響についても検討し、日本社会の抱える諸問題への自分なりの解決策を提示してもらいます。これらを通じ、問題解決型の思考方法を身につけ、論理的思考プロセスを修得することをめざします。

4 年次 専門演習 2

専門演習 1 のスタイルを継続しつつ、各自が任意に設定したテーマに関する研究発表を繰り返しながら、データ・資料の収集方法や使い方、発表用原稿やレジュメの作り方など、具体的な研究手法を身につけます。また、ゼミ論文の執筆を希望する者には、実証的で、独創的な論文の完成をめざし、各自の研究テーマや執筆の進捗にあわせて個別指導を行います。

このゼミが学生に期待するもの

グローバル時代の多様な問題を解決するためには、**地域社会を読み解く「虫の眼」と、国際社会を俯瞰する「鳥の眼」をバランス良く身につける**必要があります。

世界に向けて知的アンテナを張り、国際社会に思いを馳せる想像力を持つと同時に、身近な地域課題の中に自分の使命感を見出そうとする気概ある学生の参加を歓迎します。

なかむら まさみ

中村 昌美 教授

専門分野 | 民法

自己紹介



大阪府出身 名古屋へは大学の縁でまいりました。趣味と言えるかはわかりませんが、犬（マルチーズ保護犬）との生活を楽しんでいます。

学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科

研究テーマ紹介



不動産物権変動論

不動産所有権の変動の問題は多岐にわたるのですが、特に所有権が移転していくときにどのような法律上の問題が起きるのか、民法や他の法律は安全な取引のためにどのような手段を講じているのかを研究しています。所有権は、登記・登録をすることによって、守られることになっています。登記の制度は、常に改善・改正を図られてはいますが、完全なものではなく、どれほどコンピュータ化・機械化が進んでも、問題は起きています。どうすれば制度としてリスクを回避できるかを提言しています。

研究業績

- 『アメリカ不動産法の研究』信山社、2002年
- 「不動産取引安全をめぐる判例動向 不動産登記法改正後の変化 前編・後編」名古屋学院大学論集（社会科学篇 54-1・54-3）、2017年



後期博士課程単位取得退学

略歴 平成国際大学法学部教授を経て、現職

社会的活動 自治医科大学倫理委員会委員、成年後見法学会常任理事

担当授業科目 物権法、担保法、民法特講

成年後見制度

高齢社会が深刻化していると言っても、ピンと来ないかもしれませんが、人は老化に従い、肉体的にも精神的にも衰えていきます。自分の行動について当たり前の意思決定ができなくなるのは、あり得ることなのです。稚拙な「オレオレ詐欺」などにひっかかるのは不思議な気がするのですが、高齢化が主たる原因となっているのです。成年後見制度は判断能力が衰えた人を支える民法上の制度です。2000年に現在の制度が制定されましたが、「大人は元気」との従来の法制度とはどうしても「ずれ」が生じています。「ずれ」の是正を研究しています。

1年春から4年までのゼミの紹介

民法の基礎を固めて、社会に飛躍する



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

基礎セミナーに続いて、プレゼンテーション能力の錬成を行います。今現在起きている事件で、法律に関係が深いものを、取り上げ、グループで資料を収集し、報告を行い、報告の優劣のコンペをします。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

民法総則・物権法の基本的な知識を確認し、個人でレポートを作成し、発表をします。問題も最後に解いて、知識の定着を図ります。物権法・債権法の土台となる総則がより深く理解できましょう。わかりやすい発表の仕方を、1年間かけて習得します。

3年次 専門演習1

3年次のゼミは中核ゼミです。今まで得た民法の基礎知識を土台として、物権法に関連する民法判例を学びます。現実の事件の解決方法を、知ることで、より深い法律学の思考方法、法律を適用した現実事案の解決方法の理解を、進めていきます。判例を読むことは難しい面もありますが、事案を理解し、判決内容を要約する発表をグループまたは個人で行います。

4年次 専門演習2

3年次に担当した判例を評釈し、文章化し、卒業研究としてまとめます。単に裁判結果の要約だけでなく、関連する民法上の制度を広く調べ、さらに関連する他の裁判についても視野を広げ、4年間の学びの集大成を行います。個人の学びを尊重して、就活との両立を支援します。

このゼミが学生に期待するもの

①民法の知識の定着、②知識を利用した法律事案の解決方法の錬成（リーガルマインドの養成とも言えます）、③他人にそれを伝える能力を獲得

してほしいです。ただゼミは知識だけではなく、メンバー同士の交流の場でもあります。一生の友情を育ててほしいものです。

なかやま ひろし

中山 洋志 准教授

専門分野 | 民法学

自己紹介



出身地 生まれも育ちも長崎県長崎市です。土地柄か、甘いものが好物です。刺身の醤油には砂糖が入っていないと物足りないと感じてしまいます。

学歴 中央大学法学部卒業、中央大学

研究テーマ紹介



主な研究テーマは「契約の第三者効」です。皆さんは普段の生活の中で「契約」をしたことがあると思います。例えば、コンビニで「からあげくん」を買う際には売買契約をしていると思います。この契約というのは、原則的に契約当事者（自分とコンビニ）にのみ権利（「からあげくんを寄こせ!」）や義務（「代金を払います」）を生じさせるもので、他の人（「第三者」といいます）には何らの影響も与えません。ところが、例外的



大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、修士（法学）（中央大学）

略歴 青森中央学院大学経営法学部を経て現職

担当授業科目 債権法総論I・II及び債権法各論IIを担当しています。

に第三者に影響を及ぼす場合があります。それは、第三者に権利を与えるものであったり、義務を課すものであったりいくつかの種類があります。例えば、生命保険などは、保険の契約者ではなく、第三者が保険金をもらう権利を取得できます。

私の研究は、上記のような第三者への効力について、どのような効力が認められるのか、認められるとすればどのような条件下で認められるかを明らかにすることです。

研究業績

- 「法律行為の不利益的反射効の法的評価に関する一考察」法学新報第123巻第8号273頁-312頁
- 「民法708条の適用範囲に関する一考察：第三者による不当利得返還請求を中心として」青森中央学院大学研究紀要33号29頁-54頁

1年春から4年までのゼミの紹介

好きなことを極めよう



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

民法総則を題材に、前期で学んだことをアウトプットする訓練をします。具体的には、法的問題の提起や法解釈の方法を改めて丁寧に考え、基礎力を鍛えます。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

前期では民法をテーマに報告をしてもらい、法的問題を考えるのに必要な文献の探し方、判例の探し方と読み方を身に付けられるようにします。後期ではディベートをしてもらい、バランスの良い法的思考力やいろいろな学説や主張をより深く理解し考える力を養います。

3年次・4年次 専門演習1・2

テーマは、「民事法（民法）上の気になったことを好きなだけ探求する」です。

ゼミの目標としては、社会において法律問題に遭遇した時に、必要な情報を集めて自分の考えを示せるようになることです。もっとも、この能力は法律学においてはある程度共通する能力ですので、せっかくならば自分の好きな（興味関心のある）テーマを基に、上記の能力を磨いていきたいと思います。

具体的なゼミの進行方法は、①みんなで自身が関心のある社会・経済活動を発表してもらい、大きなテーマを決める（例：銀行業務）、②大きなテーマについて、より具体的な活動（業務）としてどのようなものがあるのかをみんなで検討する（例：貸付業務・債権回収）、③具体的な活動に関連する法的な論点についてみんなで検討する（例：相殺予約）、④洗い出した論点について、担当を決めて、判例及び学説などを調べて報告する、⑤報告をたたき台に、みんなで議論をするという形で進めます。

このゼミが学生に期待するもの

当ゼミの目標は、学生個々人が社会における法律問題を見出し、それに対して自分なりの解答を導き出せるようになることです。そのため、

学生に期待するのは、何かをより深く知りたいという「好奇心」、そして、好奇心を原動力に自ら行動できる主体性です。

ばんどう ひろゆき

坂東 洋行 教授

専門分野 | 資本市場法

自己紹介



福井県福井市出身。大学時代から東京で過ごし、社会人経験でドイツ、米国、英国に通算10年間駐在しました。名古屋に暮らすのは初めてです。早稲田大学法学部を経て、早稲田大学大学院博士後期課程修了(博士(法学))。学位論

研究テーマ紹介



コーポレートガバナンスの比較法研究

会社の経営者となる取締役の義務や責任を規定する会社法を、主に英国法との比較で研究しています。日本企業がグローバルに展開していくため、わが国の会社法制やプリンシプルと呼ばれる自主規制も各国の法制度を参考に考えていかなければなりません。半年に一度は英国に調査出張し、英国の大学とのワークショップや規制当局

研究業績

- 「信託法とその社会的役割」中央経済社、2023年
- 「会社法学からみたスポーツ団体ガバナンス」名古屋学院大学論集社会科学篇57巻4号49頁、2021年



文は「金融資本市場規制の比較法研究」です。

担当授業科目は、金融商品取引法、会社法です。商事法のみならず、企業法を出発点とし、国際私法や行政法への広がりを学びます。

訪問を通じ、わが国の立法への示唆を常に検討しています。

金融資本市場規制における プリンシプルの実効性

日本の規制当局となる金融庁は、法令ではないプリンシプルとよばれるモノで金融資本市場を規律しようと取り組んでいます。その対象は会社法領域にまで抵触しているため、自主規制または法令で規律すべきことを区分しながら、自主規制であっても公権力の行使となる行政組織がどう関与すべきかを比較法の見地から研究しています。

1年春から4年までの ゼミの紹介

法律で
自分を表現してみよう！



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

「会社」は身近な存在です。お金を集めて、収益を上げるよう資金を分配していきます。選択科目の会社法を学ぶ前に、会社ってどんな存在なのかを学びます。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

ビジネス実務法務検定3級のテキストを手がかりに、ビジネス法務を学んでいきます。企業は「法人」と呼ばれるように、ヒトと同じように物品を購入したり、お金を借りたりします。そして企業に働く人にはビジネスに関連するさまざまな法律知識が必要になります。

3年次 専門演習1

企業買収を巡る会社と敵対的株主の会社支配権の攻防を代表的な裁判例で学びます。株主は株主総会での投票権(議決権)を通じて、会社の経営者を選んだり、クビにしたりすることができるため、会社の所有者と言われることがあります。はたして、その瞬間に株を持っているだけで会社を自由にできるのかを裁判例を使い、学生一人ひとりが評価・議論をしていきます。

4年次 専門演習2

3年ゼミと同じ形式を取り、会社法、金融商品取引法の代表的な裁判例を学生が報告し、評価・議論していきます。会社法では主にコーポレートガバナンスに着目し、取締役の義務と経営判断の原則について幅広く裁判例を取り上げていきます。金商法については、近時 Market Abuse と呼ばれる市場に対する罪が厳罰傾向にあります。インサイダー取引の問題点等を議論していきます。

このゼミが学生に期待するもの

暗記や数式計算の良し悪しが問われるのは大学受験までです。大学や実社会では、**与えられた課題をどう自分なりに理解・解釈し、**

自己表現していくかです。文章による記述、その説明の仕方、説明に対する受け答えを仲間の学生たちと共に学んでいきます。

ひしめま たけし

菱沼 剛 教授

専門分野 | 知的財産法
国際私法

自己紹介



ハーバード大学院およびニューヨーク大学院修士課程修了、博士(法学、早稲田大学)。経済産業省、国連システム勤務を経て現職。在外生活18年間で、法制度のみならず、各地域や各国の生活様式の類似点・相違点やその背景を、比較考

察することが趣味です。

社会的活動 知的財産研究所客員研究員、経済産業研究所コンサルティング・フェロー

担当授業科目 知的財産法、国際知的財産法、国際私法



研究テーマ紹介



知的財産制度の国際的視点

知的財産は各国が保護するものですが、経済活動のグローバル化に伴い、国際的な保護や活用のあり方が重要になっています。条約も単に最低基準を定めるだけでなく、各国法の内容を規律する局面が増えています。また非拘束的なソフト・ローの果たす役割が大きくなっています。国際的な動向による日本法への影響という観点を中心に研究しています。

知的財産制度・国際私法制度の学際的視点

知的財産制度を考えるにあたっては、特許法や著作権法といった個別法のみならず、具体的な執行のための法律や、国際関係や企業経営といった視点が欠かせません。また、国際私法では、各国実質法の内容を比較検討することが必要です。さらには、知的財産をはじめ専門分野における教育インフラの充実が重要です。そこで、関連領域との関係を研究しています。

その他のテーマ 営業秘密の保護・活用

研究業績

- 『実践 知的財産法：制度と戦略入門』法律文化社、2017年15章
- Global Copyright, Edward Elgar, 2010, ch. 31

1年春から4年までのゼミの紹介

さまざまな課題に対応できる
実践的スキルを身につける



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

基礎セミナーで身につけた表現能力の一層の向上を図りつつ、基礎的な文献について法的な視点から考察し、各自の分析を論理的に発表する能力向上を目標にします。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

主に知的財産制度を鳥瞰しつつ、身近な生活とのかかわり、実社会においてどのように活用され、今後どのような方向に進むのか、さらに関連制度への多角的な理解を深めます。ゼミでの学習を通じて、さまざまな専門分野でも、実社会で対応できることを目標にします。

3年次 専門演習1

主に知的財産制度への理解を深めつつ、各自が積極的に発表テーマの発掘、調査、プレゼンテーション、討論を行います。実社会ではさまざまな課題に対応する必要が生じることも多いので、テーマの学習や討論を通じて、他の専門分野であっても、各自が臨機応変に対応できるスキル獲得を目標にします。

4年次 専門演習2

国内的な知的財産制度の知見をベースに、国際的な要素がかかわる問題にも対応できるようにします。また、専門演習1に引き続き、各自が実社会においてキャリアを形成していく上で、多くの職種のさまざまな分野や局面での対応能力の向上を目標にします。インプットよりもアウトプットの能力向上をより重視します。

このゼミが学生に期待するもの

社会の変化は激しく、**問題の核心を素早く把握し、知識をさまざまな局面で活用することができる実践的な能力**

がますます重要になっています。また、自分の分析を論理的に、他の人にも分かりやすく説明する能力を身につける学生を求めます。

まつむら すすむ

松村 享 教授

専門分野 | 行政法

自己紹介



山口県宇部市で生まれましたが、2歳のときに三重県四日市市に転居して以来、大学時代を除いて三重県に住んでいます。同志社大学法学部を卒業後、四日市市役所に入庁し、総務課長、会計管理者等を務めた後に本学に着任しました。自治体職

研究テーマ紹介



研究分野は、行政法、地方自治法です。特に私人による行政活動、住民訴訟、そして情報公開を中心に研究しています。

私人による行政活動

かつて行政活動は行政機関が行うものとされていましたが、近年では行政活動の多くを行政機関以外の私人が担うようになってきています。私人が担うべき行政活動の範囲、住民が行う統制（監視）のあり方などを研究しています。

研究業績

- 「自治体職員のための判例の読み方・活かし方」第一法規、2021年
- 「基礎から学ぶ 入門 地方自治法」ぎょうせい、2018年
- 「地方公務員のための法律入門[第2版]」ナカニシヤ出版、2016年



員の経験を活かした分かりやすい講義を目指しています。

社会的活動

豊橋市情報公開・個人情報保護審査会委員、春日井市行政不服審査会委員

担当授業科目

行政法総論1・2、地方自治法

住民訴訟

住民訴訟とは、地方自治体の知事、市町村長等が違法にお金を使った場合等に、住民が知事等に対して、自治体にその損害を賠償させる訴訟です。この訴訟の役割、知事等の賠償責任の範囲について、判例を中心に研究しています。

情報公開

情報公開とは、行政機関の文書を住民の請求に応じて公開する制度です。制度の趣旨や公開の範囲などを研究しています。

1年春から4年までのゼミの紹介

法律を通じて、考えることを学ぼう



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

地方自治体の行政の実態を説明した上で、地方自治体の行政活動について、憲法を中心に行政法にも触れながら、ゼミ生相互、あるいは教員とゼミ生で議論したいと思っています。



2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

基本的な行政判例を取り上げて、行政法の基礎的な学習を行います。ゼミ生相互、あるいは教員とゼミ生で議論を行い、質問、意見発表を行うことを通じてコミュニケーション能力の向上を図りたいと思っています。

3・4年次 専門演習1・2

ゼミにおいては、地方自治体の行政活動に関する判例を通じて行政法（行政組織法、行政作用法、行政救済法、地方自治法）を学習することを目的とします。具体的には、行政判例百選I・II、地方自治法判例百選の主要判例における主要な争点及びその点に関する学説・判例について報告者が報告を行い、その後にゼミ生相互に意見交換を行います。

行政法は、民法や刑法などの科目に比べて、具体的にイメージがしにくいことから、理解がなかなか進まないと思いますが、実務的な観点からの解説を通じて、みなさんの理解を図りたいと考えています。また、あわせてゼミ生相互の議論を通じてコミュニケーション能力の向上を図りたいと考えています。

このゼミが学生に期待するもの

期待するものは、二つです。まず、行政法を学ぶことはもちろんですが、ゼミ生相互のコミュニケーションを大切にして、意見交換を積極的に行ってもらいたいと

思います。もう一点は、単に講義を受けるだけでなく自ら考える姿勢を持つことを期待します。

みなかわ まこと

皆川 誠 教授

専門分野 | 国際法学

自己紹介



宮城県玉造郡岩出山町（現大崎市）生まれ。趣味はランニングとマンガを読むこと。
学歴 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導終了後退学、博士（法学）（早稲田大学）

研究テーマ紹介



国際テロリズムの定義

国際社会には長く、「テロとは何か」についての一般的に合意された定義はないものとされてきたため、国際社会は個別のテロ行為の手法の類型等に注目して対テロリズム条約を作成することによってテロリズムに対応してきました。しかし、国境を越えて行われる「国際テロリズム」が頻発している現在、国際社会は「テロとは何か」を明確化しようという動きを活発化させてきています。

研究業績

- Makoto Minakawa, "Is Terrorism a Crime under International Law? — Issues on the Definition of International Terrorism raised by the Special Tribunal for Lebanon —," *The Nagoya Gakuin Daigaku Ronshu [Journal of Nagoya Gakuin University]: Social Sciences*, Vol. 58, No. 3 (2022)
- Makoto Minakawa, "Defining Transnational Organised Crime in International Law," *The Nagoya Gakuin Daigaku Ronshu [Journal of Nagoya Gakuin University]: Social Sciences*, Vol. 60, Nos. 1-2 (2023)



略歴 早稲田大学法学学術院助手を経て現職
社会的活動 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員
担当授業科目 国際法1・2、国際機構法

国際テロリズムと 国際組織犯罪の法的関係

国際組織犯罪と国際テロリズムは国際社会が現在直面している最も深刻な課題と認識されており、近年は両者が重なり合う現象が見られるようになってきました。それにもかかわらず、両者の法的な関係性については未だに不明確な部分が少なくありません。両者の法的な定義を明確化すること等を通じて適切な対応枠組みを構築することが求められています。

1年春から4年までの ゼミの紹介

勉強も遊びも「本気」でやる



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

裁判員裁判とはどのようなものか、立憲主義は各国でどのように確立していったのか、死刑の是非など法を考えるうえでの基本的な事項を学生同士・教員との議論を通じて学びます。

2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

専門基礎演習1では、さまざまな国際問題について、課題図書を丁寧に読み解きながら、法的な観点から学んでいきます。専門基礎演習2では、春学期に学んだことを発展させて、パワーポイントを用いたプレゼンテーションを完成させることを目標とします。

3・4年次 専門演習1・2

専門演習1では、春学期はグループ毎にさまざまな国際問題についてレジュメの作成・発表・討論を通じて勉強します。秋学期は、法学部で開催されるゼミ研究発表会に向けて、パワーポイントを用いた10分程度のプレゼンテーションを完成させることをめざします。専門演習2では、各自卒業論文の作成に向けて調査・経過発表を進めていきます。

このゼミでは、質の高い発表を授業で行うために授業以外の時間も集まって勉強する「サブゼミ」を行うことが必須となります。また、年に数回のコンパや年2回（夏・冬）のゼミ合宿など教室外での活動も活発に行っています。必然的に授業以外の時間も学生同士で会うことが多くなりますので、男女や学年を問わずメンバー同士とても仲の良いゼミとなっています。

このゼミが学生に期待するもの

ゼミ研究発表会への参加や卒業論文執筆など、勉強はかなりたいへんです。しかし、サブゼミやコンパ、合宿などを通じて友人や学生時代の思い出もたくさんできると思います。

「大学生の時にこれだけはやった」と言えるものを残したい人は、是非ゼミに来てください。

むらかみ れい

村上 玲 准教授

専門分野 | 憲法学

自己紹介



愛知県常滑市出身。趣味は手芸と飛行機を見ることがとマンガを読むこと。

学歴 島根大学法文学部卒業、愛媛大学大学院法文学研究科修士課程修了、大阪大学大学院法学研究科博士

研究テーマ紹介



多文化社会・多元的社会における表現の自由

人及び情報通信のグローバル化によって、現代社会では表現の送り手・受け手の双方が地理的にも文化的にも多様化しています。これまでの表現の自由は国内を念頭に検討されてきましたが、このような表現のボーダレス化や表現の送り手・受け手の多様化をうけて、多文化社会・多元的価値社会における表現の自由の在り方について研究しています。

研究業績

- 「宗教批判の自由と差別の禁止（一）・（二・完）—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」阪大法学 62 巻 5 号、2013 年 及び同 6 号、2013 年
- 「第 7 章 ヘイトスピーチ規制と保護属性」奈須祐治ほか編『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』法律文化社、2021 年



後期課程修了、博士（法学）（大阪大学）
略歴 淑徳大学コミュニティ政策学部助教を経て、2023 年に名古屋学院大学法学部に着任しました。

担当授業科目 憲法 1a、1b、憲法 2、憲法特講

イギリスは連合王国であるため、それぞれの地域ごとで法制度が異なっています。さらに、ヨーロッパの 46 か国が参加する欧州人権条約を批准しており、欧州人権条約に基づく人権保障体制にもイギリスは参加していることから、多文化社会・多元的価値社会のモデルとしてイギリスを取り上げ、イギリスの憎悪扇動表現規制における表現の自由の保障方法を研究素材として、多文化社会・多元的価値社会における表現の自由の在り方を明らかにするために、日英の法制度の比較研究を行っています。

1 年春から 4 年までのゼミの紹介

憲法の見方で社会を映す、
憲法の学びで社会へはばたく

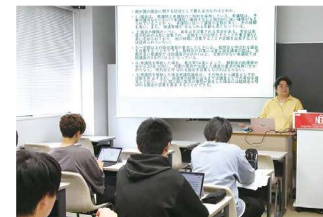


1 年次春学期 基礎セミナー

基礎セミナーでは、大学での学びに必要な、自ら調べ、考え、整理し、発表するための技能の獲得をめざして、ワーク学習などを行っています。

1 年次秋学期 専門導入演習

専門導入演習では、憲法 1a の授業範囲の重要判例を素材として、判例学習の基礎固めを行います。憲法 1a の予習・復習にもなります。



2 年次春・秋学期 専門基礎演習 1・2

専門基礎演習では、判例百選に掲載されている判決の中から各自 1 つを選択してもらい、各審級の判断枠組みや学説をまとめるワークを行います。そして、ワークにまとめた情報を基に報告資料を作成したうえで発表してもらいます。

3 年次 専門演習 1

専門演習 1 では公務員試験や各種法律系資格をめざす学生を念頭に、公務員試験で頻出される単元・判例を取り上げ、その理解を深めていきます。具体的には択一試験の問題傾向から出題されている判例のキーポイントを押さえ、各種試験学習に向けた要点ノートの作成をしながら、試験対策を行っています。憲法学に関する個別の論点等に関心がある学生は、専門演習 2 に参加することで、本授業の出席に代えることもできます。

4 年次 専門演習 2

専門演習 2 では憲法の論点を深め、検討することを中心に行います。各自が興味ある憲法学の論点や判例・題材を取り上げ、順番に報告してもらいます。そして、報告内容を基にみんなでディスカッションを行います。憲法 1a や 1b で取り上げた内容を掘り下げ、検討することになります。4 年生で公務員試験対策に力を入れたい学生については、専門演習 1 への参加でもって本授業の出席に代えることもできます。

このゼミが学生に期待するもの

1 年生、2 年生のゼミでは憲法学について学んでいくためのスキルを段階的に学んでいきます。学生の学習状況をみながら授業の進行速度を調整しますので、憲法学に関心があり、取り組んでくれる学生を求めます。3 年生のゼミ

ミでは公務員試験等試験対策が主となるため、公務員志望の学生を求めます。4 年生のゼミでは憲法学に関する論点を掘り下げるため、関心のあるテーマを持つ学生を求めます。

やまおか わたる

山岡 航 准教授

専門分野 | 民法学

自己紹介



1989年に大阪で生まれ、そのまま大阪で育ちました。同志社大学法学部、同大学院法学研究科を経て(修士(法学))、2017年4月に名古屋学院大学に着任し、生まれて初めて関西を出ました。本学では、

研究テーマ紹介



「契約上の地位の移転」の理論

売買や賃貸借などの契約が結ばれた後に、契約をした当事者の一方が、別の人と交替することがあります。交替が起こると、この「別の人」が新たに契約の当事者となって、残っている方の人との間で、契約が続いていくことになります。しかし、現実と言うほど簡単ではありません。交替前の人が持っていた、契約にもとづく権利や義務はどうなるのか、引き継がれる契約に間



契約に関する「債権法各論1」、夫婦や親子に関する「親族法」、亡くなった人の財産に関する「相続法」などの授業を担当しています。旅行に行って日常を忘れるのが好きなのですが、ここ数年、なかなか実現できていません。

題があった場合にはどう処理をするのかなど、交替の結果として起こること(=効果)は、実は明確ではありません。さらに、契約に残っている方の当事者のことも、考えなければいけません。この人が交替前の契約相手に対して主張できたことは新しい契約相手にも言えるのか、さらに、新しい契約相手が契約を守らないとき、交替前の人に責任をとらせられるのかなどです。これら多くの問題に、関係者全員の利害のバランスを考えて、答えを出していくことが課題です。

研究業績

- 「契約上の地位の移転と相殺の抗弁—地位の移転にともなう不利益に関する一考察—」同志社法学 374号、2015年
- 「契約上の地位の移転と解除権—契約当事者概念を視野に入れて—(1)~(2・完)」名古屋学院大学論集社会科学篇 56巻4号・57巻1号、2020年

1年春から4年までのゼミの紹介

大人の学問を
子どもっぽく



1年次春学期 基礎セミナー

大学では、自分で調べ、考え、整理し、文章をまとめることが求められます。そのために、大学での学習方法、レポートの書き方、個人やグループで行う発表方法などを学びます。

1年次秋学期 専門導入演習

民法を材料に、「法学」のゼミでの勉強の仕方を学びます。報告・ディスカッションのやり方、資料の調べ方・作り方などを扱います。2年次以上のゼミの準備も兼ねています。

2年次春・秋学期 専門基礎演習1・2

民法の問題について、いろいろな角度から考察をし、問題を深く理解することをめざします。授業は、受講者の自由な発言(ディスカッションという名の言い合い)を中心に進めますが、必要に応じて、報告や(よりちゃんとした)ディスカッションも行います。

3年次・4年次 専門演習1・2

基本的なやり方は2年次ゼミと同じですが、より高度な問題にも挑戦します。民法は、「わるもの」を懲らしめるのではなく、「わるもの」がいない(=どちらの言い分もそれなりに正しい)対立をうまく解決することをめざす、いわば「大人」の学問です。でも、考えてみれば、法律が出てきてもこなくても、普段の生活で出会うトラブルや対立の多くには、絶対的な「わるもの」はいないものです。

ゼミでは、民法の大人な性格を理解してもらいつつ、そのような場面を解決するための法的、論理的、説得的な考え方をトレーニングしていきます。ゼミで扱うのは法律の問題ですが、こうした考え方を法律以外の場面でもできるようにできればベストです。また、希望があれば、他大学のゼミとの合同ゼミなども行います。

このゼミが学生に期待するもの

民法は「大人」の学問ですが、ゼミでのディスカッションでは、「大人」になる必要はありません。遠慮などはせず、いい意味で「子ども」っ

ぽく、とにかく積極的に授業に参加してほしいと思います。「できるかどうか」よりも「やるかどうか」が大事です。



よころ よしゆき

横路 佳幸 講師

専門分野 | 哲学

自己紹介



大阪で生まれ育ち、大学を機に東京に移り住み、本学着任を機に名古屋に参りました。期せずして三大都市を巡っていますが、いまだ大阪弁が抜けません。趣味は全国の寂れた商店街巡りとオンラインゲームです。

研究テーマ紹介



中学生の頃、手で持っていたマグカップを見てふと疑問が浮かびました。「どうしてこのマグカップはこのマグカップなんだろう?」。以来、このあまりにも根本的な疑問に取り憑かれています。哲学っぽく言うと、 $x = x$ と表記できる「同一性」の根拠を説明することが私の研究テーマでありライフワークです。同一性は普段意識しない単純な概念ですが、そこには実に奥深いメカニズムが隠されているのです。応用研究と

学歴 慶應義塾大学院文学研究科博士課程修了、博士(哲学)(慶應義塾大学)
略歴 日本学術振興会特別研究員PDや新潟大学学術研究員を経て、現職
担当授業科目 哲学、日本語表現など

して、「なぜ私は私以外ではありえないのか」という人の同一性を巡る問題にも取り組んでいます。

他方、道徳・科学・社会と関わるテーマにも関心があります。例えば「石と違って犬を蹴り飛ばすのはなぜ悪いの?」「気候変動やワクチンを否定する人達に何と云うべきなの?」「フェイクニュースに騙されないためにはどうすればいいの?」という、素朴なのに難しい疑問に答えを出したいと考えています。

研究業績

- 『同一性と個体—種別概念に基づく統一理論に向けて』慶應義塾大学出版会、2021年
- 『非認知主義・不定形性・もつれのほどき—分厚い語の意味論』『倫理学年報』66集、2017年(和辻賞受賞)



社会への理解を深める幅広い教養と課題を解決する実践的なスキルの修得



NGU 教養スタンダード科目とは

私は法学部に所属していますが、専門は法学系ではありません。したがって、授業は法学部生だけでなく、全学部の学生を対象としたものが主となります。名古屋学院大学ではそのような科目を「NGU 教養スタンダード科目」と呼んでいます。まずその全体について、そしてその中の私の授業について紹介します。

「NGU 教養スタンダード科目」には、性格を異にする二種類の科目群があります。一方にあるのは、基礎／発展セミナー、日本語表現、外国語、情報処理等々のいわば基礎技能を身につける科目群です。その多くは学部別の少人数クラスであり、必修や選択必修となっています。つまり、学部にかかわらず最初に身につけておくべきもので、大半は一年生科目です。ただし、基礎／発展セミナーは、その後の専門導入演習以下の「法学部のゼミ」に接続するように配慮されています。

もう一方にある科目群は、教養として自分の興味に応じて選択し、全学部全学年の学生が入り交じって受講することになるものです。哲学や心理学、経済学、社会学、物理学といったメジャーな学問のほか、テニスやバスケットボールなどのスポーツ初級もこちらのカテゴリーに入ります。キリスト教関係科目は、内容的にはこちらの科目ですが、本学の建学の精神を具現するということで必修科目になっています。

「発展セミナー」、「哲学」について

私が担当する「発展セミナー」では、さまざまな社会的テーマについて、演習(ゼミ)形式でグループワークやディスカッションを行います。具体的には、「ホームレスになるのは自己責任なのか?」「教育格差を是正するにはどうすればよいのか?」といった社会問題から、「死刑制度は廃止すべきか?」「同性婚は日本でも認められるべきか?」といった法的な観点抜きには語れないテーマに至るまで自ら調査し、仲間と議論します。この取り組みを通じて、相手の意見を尊重し合いながら自分の考えを明確に表現する方法を学びます。

私が担当するもう一つの教養科目「哲学」では、主に初めて哲学を学ぶ人のために、哲学・倫理学上の幅広い問題を取り上げます。例として、「5人の命を救うためなら無実の1人を殺してもよいのか?」「貧困で苦しむ人々への寄付は義務か?」「自殺しようとする友人を止めるべきか?」「意識を機械に埋め込むことは可能か?」「私たちの会話はなぜ時々ずれ違うのか?」「この世界はすべて夢にすぎないのか?」などについて考えます。この授業では、課題を論理的に整理・分析する能力の修得を目標とします。また、前提や常識を疑う批判精神を養うことで、「こうでないといけなし」という固定観念を解放する柔軟な思考を身につけることも目的としています。

このゼミが学生に期待するもの

「勉強に何の意味があるんだ」と思う人がいるかもしれませんが、その気持ち、とてもよくわかります。しかし実に皮肉ですが、**勉強の価値**

値は自ら進んで勉強した人にしかわからないのです。本気で勉強してみると、「こういうことか」とわかる日が必ず来るでしょう。

